

これまでの有識者会議及び実務者会議における主な意見(給付付き税額控除)

検討の基本的な視座

(有識者会議における主なご意見)

- 給付付き税額控除の制度設計に向けては、税と社会保険料、給付を総合的に捉えた包括的な分析や、経済財政・社会保障を俯瞰した議論の下、検討が進むことを期待。
- 社会保険料の裏には年金や医療等の給付があることに留意。
- 税と、例えば年金や医療などの見合いの給付を受けることができる社会保険料では負担の性格は異なる。しかし、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けることが多く、保険料の負担とは時間差がある。また、若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実なものであり、税と保険料、そして、現金給付も併せて見ていくことは重要。
- 消費税を含む分析を踏まえると、影響が大きいのは保険料であり、消費税の負担だけで考えるよりも、トータルで消費税を含む税・社会保険料負担全体を見た制度設計を考えるべきではないか。消費税を含む分析においてもなお、働く低所得者の負担が重く、低所得者に重点を置くべきなのは変わらない。
- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものであるので、これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。
- ライフサイクルを通じた分析なども踏まえ、異なる世帯や世代の様々な形での社会への貢献につき互いにリスペクトする視点が必要。異なる世帯の属性や世代によって分断を生じさせることで負担の押し付け合いの議論にならないよう留意すべき。
- 現下の政策課題全てを「給付付き税額控除」により解決できるというわけではな

検討の基本的な視座

い。全世代型社会保障の構築に向けた他の改革も併せて進めるべきだ。

- まずは給付付き税額控除について、できる限り早く成案を得るべく、給付付き税額控除の制度設計について集中的にスピード感をもって議論していくべきだ。
- 制度の導入までのスピード感が大事である。所得や資産の把握は追って対応し、制度の理想の姿を描きつつ、まずは実現可能な形で導入し、制度の連続性を確保し、技術革新や実施主体からのフィードバックも踏まえながら、段階的に精緻化を図っていくべきではないか。また、将来の世帯構造の変化等も踏まえつつ、定期的に検証して改善していくべき。

(実務者会議における主なご意見)

- 日本の社会保障制度は、保険料の負担と給付とが対応している。現役世代の負担感が大きいですが、将来給付として戻ってくるものもあり、すべてが負担ではない。
- 社会保障財源は税と社会保険料が混じっており、その割合が分かりづらい。税はある種公平に、所得再分配がなされるが、社会保険料は、本来、負担と給付が釣り合う必要。税と社会保険料を目に見える形で区分して示さないと納得感がないと思うので、そのような視点をもって議論することを提案したい。
- 現段階の政策課題すべてを給付付き税額控除で解決できるわけではないとあるが、当然だと思う。
- 給付付き税額控除を導入したからただちに何かを廃止するわけではないことを丁寧に議論したい。
- 給付付き税額控除のあり方を考える上で、日本の現下の社会保障・税の一体的・総合的な問題について、俯瞰的に議論した上で制度設計の議論をしていかなければ、個別の課題について議論するのは難しいということを改めて感じている。

受益と負担の全体像の分析

(有識者会議における主なご意見)

- 税と、例えば年金や医療などの見合いの給付を受けることができる社会保険料では負担の性格は異なる。しかし、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けることが多く、保険料の負担とは時間差がある。また、若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実なものであり、税と保険料、そして、現金給付も併せて見ていくことは重要。
- 純負担率は、給付と負担の個別の制度が重層的に積み重なった結果である。個別の制度はそれぞれに合理性を有するものだが、社会保険料・税の負担を全体として見た時に、純負担率の改善が必要なケースがあることが分かった。
- 税と社会保険料の合計額から児童手当等の現金給付の額を控除した額を年収で除した「純負担率」を「共働き子育て世帯」で国際比較すると、日本の負担率構造の特徴として、低所得層の社会保険料負担が重く、家族手当などの現金給付が十分でないこと、その他低所得層における税制上の課題があることが挙げられる。また、生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高くなっており、その後のカーブがフラットとなっている。なお、平均的な所得の世帯の純負担率は、諸外国と比較して高いとは言えず、高所得層では低くなっており、負担率の累進度が低い。平成以降は社会保険料の上昇により純負担率が上昇するとともに、所得税の累進性が緩和傾向にある。また、国際比較を行う際には、英国では資産要件を考慮しているユニバーサルクレジットにより1人当たり給付が高くなっている可能性に留意が必要。
- 社会保障において現物給付の果たす役割は大きなものがあるが、給付付き税額控除の制度設計に当たっては、現金ベースでの手取りの増減に着目すべき。
- 消費税を含む分析を踏まえると、影響が大きいのは保険料であり、消費税の負担だけで考えるよりも、トータルで消費税を含む税・社会保険料負担全体を見た制度設計を考えるべきではないか。消費税を含む分析においてもなお、働く低所得者の負担が重く、低所得者に重点を置くべきなのは変わらない。

受益と負担の全体像の分析

- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものである。これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。
- 給付付き税額控除は、税と社会保険料の制度の垣根を越えて負担を調整する画期的なもの。
- 単身世帯においても、生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高い一方、平均的所得の世帯の純負担率は高いとは言えない。単身世帯においては、経済的事情により結婚の希望を叶えられない者、就職氷河期により十分な資産形成ができなかった者もいることを念頭に置く必要がある。また、現物給付を受ける機会が少なく、負担感が先行してしまうことを踏まえた丁寧なコミュニケーションが必要。
- 高齢世帯については、年金給付等により受益超過となっており、現役世代とは受益と負担の構造が異なっている。
- 高齢者を対象とする必要性は乏しいのではないか。一方で、就労している高齢者や公的年金保険料の支払いがある高齢者をどう考えるか。

(実務者会議における主なご意見)

- 税や社会保険料を払っている現役世代の純負担率を見ると、やはり中・低所得者の負担が厳しく、就業意欲を阻害しているといった点についてはもっともだと思ふ。現役勤労者世帯の税と社会保険料負担をまずしっかりと軽減し、カーブを就業意欲の促進につながるような形で是正することが大事であり、税と社会保険料の負担を一体とみて給付付き税額控除の議論を行うことは非常に合理的。
- 勤労している高齢者の方が年金を受け取っている場合、その年金収入は所得に入るのかどうか。賦課方式のため性質が異なるという考え方もあり得るが、本人は保険料を払っているため、将来の金融資産であるという意識を持っている方も多数おられる。

受益と負担の全体像の分析

- 高齢世帯は受益超過とのことだが、日本の社会保障制度は、保険料の負担と給付とが対応している。現役世代の負担感が大きいですが、将来給付として戻ってくるものもあり、すべてが負担ではない。同じ人の一生の中で、どの局面でどれだけ負担をし、利益を受けるかも資料として準備をした上で、同時代の負担と給付の在り方と、一生を通じてのライフサイクルにおける負担と給付の在り方、両方を議論していかないと、負担と給付がずれてくる。

政策目的と意義

(有識者会議における主なご意見)

- 給付付き税額控除は、制度横断的に、様々な負担を総合的に捉えて、全体として所得等に応じて負担を調整するとの位置づけで考えるべきではないか。その際、①需要サイドからの中低所得の勤労者の負担軽減を通じた所得再分配と②供給サイドからの就労促進の2つの観点を柱に検討を進めるべきか。
- 給付付き税額控除の意義は、税と社会保険料を総合的に捉えて、低所得者を中心に、所得など個々の事情に応じてきめ細やかに支援していく点にある。働き控えが行われないう、所得に比例して純負担率をなだらかに増加させる仕組みを日本に導入すべきである。
- 勤労している人々の支援に向けて、給付付き税額控除の制度設計を含む社会保障と税の一体改革として、就労ディスインセンティブにならない、なだらかで、累進度のある程度もった純負担率のカーブを実現していくべき。
- 現役・勤労世代について、持続的な賃金の引上げを行いつつ、勤労収入があり社会保険料を負担している中低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにすべき。
- 給付付き税額控除による支援は、これまで十分に光が当たってこなかった低中所得の現役勤労世代に対象にする点で意義があり、スピード感をもって実施すべき。
- 労働供給制約が強まる中、就労意欲を阻害することなく、より強い就労インセンティブが働くような、就労促進をメインとする制度設計とし、シームレスな支援を実現すべき。いわゆる「年収の壁」による就労抑制が最大のネックであり、178万円の対応も時限措置であるため、手取りを給付により平準化することが重要。非正規労働者の労働条件の改善と一体で考えると効果的。なお、日本の就業率は諸外国より高いことを踏まえると、現に働いている方の負担をどう捉えるかが重要。
- 給付付き税額控除を含む社会保障改革は、就労インセンティブを最大限に引き出す制度であるべき。
- 地方から都市へ、若い女性を中心に、人口が流出しているが、給付付き税額控除により、勤労意欲を高めることができれば、地元で働ききっかけになるのではないか。

政策目的と意義

- 子育て世代を含めて生活が厳しい。特に若い世代を中心に、地方でも安心して生活、子育てができる、子育て世代に対して温かい国だというメッセージに繋がることが重要。
- 子育て世帯のみを念頭に支援するのではなく、単身や子育てが終わった世帯、起業に取り組む若者等を含む自営業者、生活保護を受給していない低所得の勤労者等に配慮が必要。

(実務者会議における主なご意見)

- 社会保障・税一体改革において軽減税率制度・総合合算制度と並列で議論するまでは、消費税の逆進性対策のみではなく、若年層や中・低所得者を中心とした子育て支援や就労支援といった観点からも議論されていたと認識。今回の議論においても、受益・負担の状況を幅広く分析しつつ、勤労意欲を高めていく観点からの議論も必要ではないか。
- 現役勤労者世帯の税と社会保険料負担をまずしっかりと軽減し、カーブを就労意欲の促進につながるような形で是正することが大事であり、税と社会保険料の負担を一体とみて給付付き税額控除の議論を行うことは非常に合理的。
- 全体としての所得等に応じて負担を調整するという方向性について、総論として異論はない。
- 政策目的として中低所得者の生活改善と就労促進を目指すというところは個人的には賛同する。
- 制度の目的としては、現役勤労世代の負担軽減と就労促進の2つが中心。これに加え、負担感にも配慮して制度設計の議論を進めていただきたい。
- 就労インセンティブの増加をこの制度で目指すのかは議論の余地があるのではないか。資料内で示された図を見ると、社会保険料における「年収の壁」の手当を今回給付付き税額控除で行おうとすると見受けられたが、それは本来社会保険料側で解決すべき問題ではないかとも思う。例えば、今後年収の壁が動いたときに、給付付き税額控除の金額設定を変えるのか、という議論も複数のシステムが絡んでいると必要になる。給付付き税額控除は、特に勤労世代の中低所得者の生活を支援するところに特化しても良いのではないか。
- 給付付き税額控除の政策目的は、中低所得者の負担軽減と就労抑制効果の緩和の2つであり、消費税の逆進性対策としての給付付き税額控除は考えていないということか。

政策目的と意義

- 給付付き税額控除については、まだまだ議論しなければいけないことが相当ある。他の社会保障制度とかとの整合性も含め、丁寧に議論していくと、中間取りまとめにおいて全部まとめるのは現実的ではない。政策目的はかなりシンプルに、現役の中・低所得者の負担軽減と就労促進という風にまとまってきているが、これらを目的としてどういう制度設計がいいのかについては時間をかけてやる必要がある。つなぎの在り方についても、これらの目的を踏まえて検討されるべき。これまでの議論をみても、給付付き税額控除は足元の物価高への対応としてやるわけではない。この点と消費税の話を混同すべきではない。
- 給付付き税額控除によって、現存する様々な貧困、格差を解消できると思うので、そうした制度設計の議論を行っていききたい。例えば、男女間の格差、都市と地方の格差、勤労者と自営業者との格差等について、実態を把握した上で、解消に向けてどういう制度設計をしていくのかという議論を精緻にしていかなければならない。
- 2つの政策目的について、これらに違和感はないが、目先のものだけではなく、その先にある大きな目標も意識していただきたい。つまり、GDPの55%前後を占める個人消費を拡大させる効果がこの所得再分配と就労促進にあると考えている。結局のところ、全体のパイを大きく引き上げないことには、低・中所得者の方の救済もできないのではないかと。政権が掲げている「責任ある積極財政」も、マクロ経済を大きく引き上げて全体を豊かにするという発想であり、目的が通底していると考えている。
- 所得再分配と就労促進の2つが目的とされているが、チャレンジ環境の整備、についても加えた方がよいのではないかと。色々なことにチャレンジして、失敗してもまた立ち上がることができる環境が、日本には欠けている。失敗したら終わりではなく、チャレンジして給料がゼロになっても、またチャレンジすることができるような、セーフティネットが構築されるべきであり、そうした環境を作ることを給付付き税額控除の目的の1つとすべき。その点で生活保護制度との統合も議論すべき。

支援の単位

(有識者会議における主なご意見)

- 就労インセンティブを給付付き税額控除の政策目的とするならば、支援対象は個人単位であり、個人の勤労性の収入に連動させるべきではないか。日本では、非正規雇用の女性を含め、就業調整が行われている実態がある。いわゆる「年収の壁」に効果的に対応をするためには、世帯単位ではなく、「個人単位の所得等に応じた支援額算定」が必要。
- 米国や英国の仕組みは世帯単位であるが、シングルマザーには効果があった一方で、既婚女性に対する就労抑制効果に関する指摘がある。個人単位であれば世帯合算の必要がない。
- 税・社会保険料の負担は基本的に個人単位であり、その負担軽減を目的とするならば、支援の単位は個人とすべき。
- 個人単位での支援を原則とすべきだが、配偶者がかなりの高所得者の場合のみ、公平性の観点から例外的に対象外とすることも含めた検討が必要。段階的な精緻化の過程で、世帯の所得を勘案する場合には、住民票上の世帯の類型は多様であるため、所得の確認は夫婦ベースですべき。
- 実務の執行可能性の観点から、マイナンバーを用いて所得捕捉がしやすいのは、個人単位であり、制度の複雑化を避けて簡素化する観点からも、当面は個人単位とすることが適切。世帯単位とする場合には、世帯合算が必要となる。最終的に世帯単位を目指すかは議論が必要。
- 当面は個人単位とするが、将来的に被用者保険の適用拡大が進み、社保の年収の壁問題を概ね解消することができれば、就労インセンティブの問題は小さくなるため、政策の重点をより純負担率の調整に置き、個人単位から世帯単位・夫婦単位に組み替えることが考えられる。
- 住民票上の世帯といっても多様であり、その全てに対応しようとすると制度が複雑になる。公平性の観点から世帯の所得を把握する場合にも、できるだけ既存の仕組みを活用することを検討してほしい。
- 給付付き税額控除を導入したことにより、世帯分離が進むようなことにならない

支援の単位

ようにする必要。

(実務者会議における主なご意見)

- 支援の単位を個人単位とすることになった場合、裕福な家庭の主婦の方が、これまでは働いていなかったが、今回の給付のために働くということがあるかもしれない。これは低所得だから救うということではないが、こうした方も対象に入れざるを得ないのであれば、就労インセンティブを与え、個人消費全体、GDPを押し上げるような方向で制度設計した方がよい。

支援額の考え方

(有識者会議における主なご意見)

- 所得や収入に応じて手取りが連続的に増えるような制度設計とし、将来に向けて希望が持てる環境を整備するべき。
- 支援額を所得や収入に連動させ、「一定額以上の所得」を得ている場合には、支援額を逡減・消失させる仕組みとしてはどうか。その際、勘案する所得としては、少なくとも金融所得を勘案すべきである。
- 支援額を勤労性の所得や収入に応じて一定水準まで逡増させるべきではないか。
- いわゆる「年収の壁」を超えた所得階層において、社会保険料負担が急激に増える、いわゆるレベルシフトが起こることを踏まえ、当該所得階層において支援額が増えるような制度設計とすることが必要ではないか。
- 社会保険の負担構造を踏まえると、国民健康保険・国民年金の加入者については「逡増型」、被用者保険加入者については「社保の年収の壁」を超える者に対して「定額型」の支援があてはまりがよいように考えられるが、加入する社会保険制度によって異なる支援額とすることは考えられるか。それが難しいのであれば、両者の間を取った折衷型の制度とすることが考えられるか。
- 支援の形態は、定額・逡増・定額・逡減とし、「年収の壁」を超えた方への加算も加える形としていただきたい。
- 支援額を勤労性の収入に応じて一定水準まで逡増させた後、支援額を一定額としてから、逡減・消失させる方が、就労インセンティブのスムーズな促進という観点からは望ましいのではないか。
- 支援額を逡減・消失させる際の所得の水準は、日本の純負担が諸外国に比べて高くなっている所得の範囲と、諸外国の類似制度における対象世帯の所得の範囲を踏まえ、検討していくことが考えられるのではないか。
- 支援額を消失させる一定の所得基準や支援額の水準については、政策目的に立ち戻って考える必要がある。諸外国の純負担率を参考にしつつ、就労を促しながら、その層に重点的に手当すべきか、足元の賃上げの動向も見ながら、基準を定めることが考えられるのではないか。

支援額の考え方

- 非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、支援額を遡増とすると誤支給に繋がるのではないか。非課税ライン以下の所得の者も対象とする場合には、その部分の支援は定額とし、所得に応じて、定額、遡増、定額、遡減、とすることも考えられるのではないか。
- 具体的な基準の検討にあたっては、ターゲットを絞って重点的に支援することが重要ではないか。諸外国における高齢化の状況や社会保障制度の違いを踏まえつつ、純負担率の国際比較を参照しながら、恒久財源の確保のめどが立つ範囲で検討し、定期的に国際比較の分析を行って見直していくことが考えられるのではないか。
- 支援額の水準の考え方は、所得額の変化や財源の確認も踏まえながら、エビデンスベースで見直していくということにしてはどうか。
- 支援額を遡減・消失させるにあたり考慮する所得や収入の範囲は、金融所得等を含めた「全ての所得」とすることが望ましい。その把握は直ちには難しく、スピード感をもって対応する観点から、まずは既存のインフラを活用して把握が可能な所得、すなわち、給与・事業所得とするべきではないか。
- 最近は働き方の多様化が進み、給与所得以外にも事業所得やフリーランス、雑所得として勤労性の所得を得ている方も増えている。所得の適切な把握を行うための取組と併せて、勤労と整理しうるような雑所得については、勤労所得に含めてはどうか。ただし、事業所得や雑所得には様々な取引所得等が入り、全てを含めると制度の信頼性に関わる問題になりかねない。まずは一定額以上の所得基準を設けるという考え方もあるが、適正担保のために、税制でも何ができるか考えてはどうか。
- 業務に係る雑所得については、現状、確定申告書に収入と経費の総額のみ記載すればよく、それだけでは就労実態を客観的に確認することは困難。仮に勤労性所得に含める場合には、現役勤労者としての実態を備えているのかという確認に課題がある。
- 給付付き税額控除を含む税・社会保障全体について応能負担を原則とした制度とすべきであり、中長期的には金融所得や資産を勘案できるよう、最終的な理想像からバックキャストして、給付付き税額控除の段階的な精緻化を着実に進めるべき。

支援額の考え方

- 医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいるが、後期高齢者医療制度に留まらず、介護保険など他の社会保障分野にも金融所得勘案を広げていくことも検討すべき。給付付き税額控除の導入に向けた議論が、社会保障と税の一体改革を促す更なる触媒になることを期待。
- 預金の利子所得についても、本来は検討すべき所得に含まれると考えるが、その把握に当たっては、必要な対応を具体的に考えていくと相当の時間とコストがかかるため、給付付き税額控除の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討されることを期待。
- 資産要件の金額をどう設定するかにもよるが、就労促進、負担軽減という目的に照らせば、まずは所得把握を先行することが求められる。資産の把握は特に難しく、将来の検討課題とすべきではないか。不動産については評価が難しく、事務も複雑化するのではないか。コストパフォーマンスを考慮すべき。
- 金融所得や資産を反映させる場合は、資産形成に及ぼす影響や、資産間の選択に及ぼす影響に十分留意すべき。
- 経済情勢の変動に対して、支援額が自動的に調整される仕組みとすることにより、景気変動の緩和機能(ビルトインスタビライザー)を発揮し得る点も踏まえれば、中低所得者の負担軽減を主目的とする制度との整合性が高まるのではないか。インフレ等の経済のダイナミズムにより、所得や収入の名目額の実質価値が変動することを前提に検討を進めるべきか。
- 支援額を自動的に調節するのは現実的には難しい。大きなインフレが続いているような場合には調整が必要だが、累進的な所得税そのものに景気の安定化機能を当面は期待するのではないか。
- 労働供給制約が強まる中、就労意欲を阻害することなく、より強い就労インセンティブが働くような、就労促進をメインとする制度設計とし、シームレスな支援を実現すべき。いわゆる「年収の壁」による就労抑制が最大のネックであり、178 万円の対応も時限措置であるため、手取りを給付により平準化することが重要。
- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものであ

支援額の考え方

るので、これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。

- 財源について、基本は成長の中でしっかり税収を獲得し、その中で財源を安定的に確保していく視点が必要。
- 恒久財源の確保や、マーケットの受け止め、市場から信認を得られるか等も踏まえた財政規律とのバランスの観点から議論が必要。恒久財源の確保の目途は大変重要である。

(実務者会議における主なご意見)

- どういう属性の方にどれくらいの給付をするかというパラメーターの話と、それをどのような仕組みで行うのかというシステムの話。パラメーターの議論は、保険料負担の割合をどうするかとか、生活保護や年金制度の見直しにもつながるような大きな論点。有識者会議から、このような論点は政治の世界で決めていただく必要がある、といった宿題のような形で投げかけていただく形もありうる。
- 支援額や支援の対象については、どのように閾値・パラメーターを決めるかの考え方の整理を有識者会議にいただいた上で、政府で分析を行ったデータ等をもとに、最終的には政治の場で考えていく必要がある。
- 恒常的な制度であるから、支援額は財源とセットでないと決められない。支援額の考え方をこれから議論するにあたっては、どこからどういう形で財源を持ってくるかということとセットで議論されるべき。
- 勤労所得だけではなく、金融所得や不動産収入等を含めたトータルでの資産の把握と、それに応じた公正・公平な税のあり方を整理する必要がある。それができる環境は整いつつあるのではないか。
- 足下フリーランス対策が進んでいる中で、そこが取り残されるという場合には時代に逆行。そうした点についても今後議論していくとの発信が重要。
- 少しでも働いたら対象になるとすると、週2時間働けば給付を受けられるということで良いのか等、公平性を考えた時に、国民の合意が得られるような制度にする必要があるため、精緻に検討を行う必要がある。

支援額の考え方

- 支援の範囲を考える際、財源の議論も行う必要がある。例えば今5兆円という話が報道等でもあるが、それを例えば単純に1億人で割っていくと1人5万円となる。今支援が足りてない方々にそれで本当に十分なのか、そうすると給付付き税額控除ではなく、他の制度で手当した方がいいだろうというような議論もあり得るだろう。今後、財源の議論も含めて行うことで、制度としてのフォーカスがより定まっていくのか。
- 市場の信認を得た、赤字国債に頼らない形の財源の議論をすることは非常に重要。夏目途とされている中間取りまとめで、財源論を詰めるのは難しいと思うが、責任を持って政治の側として決めるところは決めていけたらと思う。

支援の概要(子育て関連)

(有識者会議における主なご意見)

- 低所得の子育て世帯については、諸外国と比較すると純負担率が高い。このため、支援額を、こどもの人数に応じて加算することも考えられるのではないかと。児童手当の給付は、所得制限が撤廃され、ユニバーサルに行われるようになっていて、中低所得の子育て世帯に集中的に支援できない。給付付き税額控除により、加算することによって、英仏に見られるような二層型の支援とすることも考えられるのではないかと。
- 子育て世帯への配慮に関連して、実務者会議で提言された、既存施策の様々なメニューの棚卸しをすることも大事なプロセスである。その上で、子育て世帯の純負担率は、特に低所得層で国際的に高い。今回の給付付き税額控除は、現金給付により、低所得勤労層の子育て世帯への配慮を担うという点で、児童手当のようなユニバーサルな仕組みと役割分担が可能とも考えられる。
- 英米の給付付き税額控除やユニバーサルクレジットでは、こどもの数に応じた支援額の加算が設けられているが、これらの制度は子育て支援を主目的としているものではなく、あくまで低所得層の支援と就労支援が主目的となっている。おそらく、こどもが多いと必要経費が増えて生活水準が低くなりやすいことに加え、シングルマザー等の就労支援を目的としたことが理由ではないかと。日本でも同様に加算や配慮をする場合には、給付付き税額控除の政策目的に照らして、低所得勤労層の負担軽減や就労支援を実効的に行うために配慮が必要だというロジックになるのだろう。こどもの貧困対策を目的とするのであれば、別の政策手段を検討する必要があるのではないかと。
- 就労促進の観点では、こどもの有無に関わらず、就労のディスインセンティブを軽減することが重要である。個人単位での制度設計を基本とする中で、世帯類型による差異のあり方については、公平性や制度の簡素さの観点も踏まえ、総合的に検討する必要があるのではないかと。政策目的に近い政策手段で支援することが望ましく、子育て世帯への支援については、既に加速化プラン、児童手当等の子育て支援施策や、高校無償化等の既存施策があること、多くの社会保険制度では、こどもの人数に応じて社会保険料負担が変わるものではないことを考慮すると、制度の複雑化を避ける観点からも支援額の加算は不要ではないかと。

支援の概要(子育て関連)

- 子育て支援や世帯人数を考慮するのであれば、扶養人数に応じて、支援を受けられる所得金額の上限を変えるべきではないか。

(実務者会議における主なご意見)

- 子育て支援を含める必要が無いという意見もあるが、児童手当は所得制限無しにユニバーサルに給付することとしたばかりである。中低所得者に限って増額するという議論を再度行うことも難しいため、給付付き税額控除においては、子育て世帯についても中低所得者のところに裨益できるようにすることを考えても良いのではないかという印象を受けた。
- 子育て支援について、有識者会議でも様々な意見があることは理解しているが、諸外国と比べて特に負担が重い、中・低所得者の子育て世帯の支援について、一切考えないでよいかということは、政治として、少し丁寧に議論していく必要があるのではないか。
- 今の少子化という社会情勢を考えれば、子育て世帯に対する配慮は必要になってくるのではないか。
- 低所得の子育て世代の負担が多いという点は、別の制度で手当すべきではないかという議論もあると思われる。
- 昨年、税調会長として高校生年代の扶養控除の維持に関わったが、手取りに加え、現物給付が行われているほか、自治体によっては医療費が無料という場合もある。負担感を軽減し、子育てのアクセラになる制度とするため、子育て世帯へのサービスのメニュー、負担を軽減するメニューを棚卸しし、トータルで考えていくことが重要ではないか。

支援の対象

(有識者会議における主なご意見)

- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、
 - 中低所得の勤労世代を対象とすべきではないか。
 - 一定の勤労性の収入がある者を対象とすべきではないか。
 - 一定の社会保険料負担がある者を対象とすべきではないか。
- 国際的に見ても、低所得の勤労世代の方は社会保険料の負担が重くなっていることを踏まえ、支援の対象は、一定の就労と一定の社会保険料の納付があるものとして厚生年金保険の加入者とすべきではないか。ただし、被用者でありながら被用者保険(厚生年金や健康保険)に加入できず、国民年金・国民健康保険の保険料を負担している場合には、事業主負担が無い場合、低所得者にとって相対的に負担が重くなっている。そうした者については、本来は更なる適用拡大による対応が急務であるが、一定以上就労し、一定以上の社会保険料負担があれば対象とすべき。
- 一定の勤労性の収入があり、一定の社会保険料負担がある者を対象にすべき。中低所得の勤労世帯の負担の背景は社会保険料であり、同時にこれが年収の壁になり、就労調整の一因となっている。対象者の基準として、社会保険が適用される年収水準が1つの目安ではないか。
- 加入する社会保険制度や働き方によらない共通の所得基準を設けるのであれば、被用者保険適用のラインを超える水準、具体的には所得で 32 万円以上、給与収入換算で 106 万円以上を対象とすることが考えられる。これより低い水準にすると、事業所得が0近傍や0未満の人も対象となり、ある程度形だけ所得を得て要件をクリアできることにもなりかねず、制度の信頼性に関わる問題とならないか。
- 勤労収入要件については、制度の目的に照らせば、給与所得が0円超となる給与収入水準を目途とすることが考えられる。
- 国民年金の主な対象者である自営業者で、低所得の場合には、同様に保険料負担が重くなっている。給与所得者と比較すると、正確な所得の把握が難しい側面もある点を踏まえ、誤支給が生じにくい制度設計とすべき。
- 高齢者を対象とする必要性は乏しいのではないか。一方で、就労している高齢者や公的年金保険料の支払いがある高齢者をどう考えるか。年金収入の扱い、

支援の対象

繰り上げ受給の場合、在職老齢年金との関係などについて、整理が必要ではないか。就労インセンティブを重視するなら、厚生年金加入期間の70歳まで、自営業者と給与所得者の公平性を重視するのであれば、基礎年金拠出期間の60歳までとすることも考えられるのではないか。

- 高齢者については、資産形成が進み経済的に余裕のある方と、そうでない方の間で、世代内における格差が存在する。世代間のみならず世代内の分配という観点も踏まえれば、資産の把握が必要となってくるのではないか。
- 政策目的が中低所得者の負担軽減と就労意欲の向上であれば、単身者も支援の対象とすべきではないか。
- 勤労収入があり、社会保険料を負担している現役世代の中低所得者を対象とし、かつ単身者を含め個人単位で給付すべき。
- 課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきであり、国民年金や国民健康保険の免除制度など、所得に応じた負担軽減措置がすでにある場合には、必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の中で対応した方が効果的ではないか。低所得の方や働きたくても働けない方への支援についても、給付付き税額控除のみで対応するものではなく、こうした方々への支援として生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、既存の社会保障制度において適切に対応すべきではないか。制度の目的に応じた役割分担、支援の在り方を明確にすることが重要。
- 低年金の方に対しては、年金制度等の既存の制度の中での対応を議論していくべきではないか。こうした点も含め、低所得者への対応は、年金制度や生活保護など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度の中で解決すべき課題ではないか。
- 低所得の年金受給者を一律に対象外とすることは、慎重な検討が必要。制度の目的と対象者の選定が本当に整合しているのか、改めて整理する必要がある。家計全体の負担増を考慮するのであれば、可処分所得支援の視点も必要ではないか。
- 高齢者については対象に含めずに、経済物価情勢により支援が必要な場合には、他の政策手段を用いるべき。公的年金受給者については、原則として純負担率がマイナスであることから、本制度の趣旨に鑑み、対象とすることになじまな

支援の対象

い。ただ、年齢以外の要件であれば、老齢基礎年金の受給権を有するか否かで判断することが考えられるか。

- 公的年金収入のある高齢者については、基本的に基礎年金の充実等の年金制度で対応していくのではないか。高齢者は、金融資産の多寡が様々であり、それが把握できない状態では対象とするのは難しい。仮に低年金で現役のように税・社会保険料を負担している方を対象とする場合には、公平性の観点からは他の所得と同様に、公的年金を、支援を逡減・消失させる際に勘案する所得や収入に含めて考えていくことが大事。
- 高齢者については、全体では年金給付等により純負担はマイナスとなっている。年齢による画一的な判断ではなく、実質的な負担に基づいて判断するならば、例えば就労要件を満たし、税・社会保険料から年金受給を差し引いた純負担が一定水準以上の低中所得層については、現役並みと捉えることも考えられる。
- 障害者の方たち等、給付付き税額控除の制度の対象とならない方に対しては、他の制度も含めて、こぼれ落ちることがないように目配りをし、そのことを説明してわかるようにしていくことが大事。

(実務者会議における主なご意見)

- 事務負担を軽減し、スピード感を持って制度を導入するため、働いている人に限定した制度としてはどうか。具体的には、社会保険料を払っている方に絞って実施するという考え方はどうか。
- 給付対象をスタート時にどのように設定するか。週 20 時間以上などとすることもあり得るが、社会保険料を払っていなくても、ダブルワークをしており、統合すると社会保険料を払えるが、今の仕組みでは払いたくても払えないといった方々もいる。社会保険料を払っていなければ対象から外すのか、整理できればと思う。
- 非課税ライン以下の方々は定額とすると記載があるが、これは、勤労者のみを対象としているのか。勤労者ではない高齢者で非課税ライン以下の方々はどのような扱いになるのか。
- 世代という言葉や高齢者の捉え方について、もう少し詰めないと混乱が生じるのではないか。

支援の対象

- 現役勤労世代の「現役」とは何か、働いている高齢者をどう考えるか。また、仮に65歳以上は対象外とした場合は、60歳から年金もらっておられる方々をどう考えるか、在職老齢年金をどうしていくか、についても考えていかなければならない。
- 高齢者であっても、就労し、それなりの純負担のある状況の方については、対象としてよいと思うし、逆に若い人であっても、就労してない方たち、税金や社会保険料を払っていない方たちは対象としないという整理もできるのではないかと思う。
- 高齢者については、年齢で決めるよりは、資産や働いているかどうかといった状況を勘案して判断すべき。
- 社会保障全体の大きな方向性では、年齢関係なく個々人の健康状態等にあわせた効率的な形で考えていることとしている一方で、給付付き税額控除では年齢が関係することとなると、全体として齟齬があることになってしまう。本人の所得状況や家族の状況等を含め、年齢以外の要素で制度設計を考えることが重要。
- 勤労している高齢者の方が年金を受け取っている場合、その年金収入は所得に入るのかどうか。賦課方式のため性質が異なるという考え方もあり得るが、本人は保険料を払っているため、将来の金融資産であるという意識を持っている方も多数おられる。また、在職老齢者年金との兼ね合いもある。見直しをするべきという声もある中で、全額もらえるようにするのかどうか。
- 働く人たちへの支援とすると、働いている高齢者は対象、働いていない高齢者は対象外となるが、その所得に年金を入れるのか等、様々な問題が出てくる。例えば、退職金の年金払いの部分は所得に入れるが、一括で退職金をもらった人は所得に入れなくなると、金融商品の選択に対して影響も考えられる。どういったものを所得として入れていくか、よく考えていく必要がある。
- 勤労世帯の給付に絞るといえるのは分かるが、全社会的に公平感を維持できるのかという点は政治家として留意したい。翁カーブを参照するのは分かるが、対象から外れた層からは必ず不満の声があがる。給付の対象を限定することは容易ではない。
- 最初は現役の中・低所得者層の子育て世帯を中心にということになった場合、取り残された層があるのはメッセージとしてよくない。例えば、高齢者について、消費税を8%から10%に上げた時に、満額の年金で足りない人に年金生活者支

支援の対象

援金として 5,000 円程度上乘せしたが、これが本当に足りているのか、生活保護を広げないのであれば、この給付金をどうするかも論点として残っているので、その点は今後ちゃんと議論するというメッセージが必要。

- 高齢者は支援の対象とする必要性は乏しいのではないかと、という点については強い違和感がある。長年にわたって日本の雇用制度、社会保障制度に穴が空いてしまっていたことから、低年金の問題が生じているという経緯を踏まえれば、こうした認識は不適當ではないか。
- 私は高齢者も支援の対象に入れるべきだと考えている。健康で働いているが、生活は苦しいという高齢者は少なくない。個人消費を押し上げるという観点からみれば、高齢者が少しでも働くことは個人消費を押し上げることになるので、高齢者にも就労インセンティブを与えるべき。
- 自営業者について、低所得者でも、高所得者と同じように定額の年金保険料を払わなければならないという逆進性がある。加えて、足下フリーランス対策が進んでいる中で、そこが取り残されるという場合には時代に逆行。そうした点についても今後議論していくとの発信が重要。
- 制度の対象から取り残されることが懸念される個別のケースについては、課題として認識をした上で、何を給付付き税額控除で対応し、何はそれ以外の制度で対応していかなければいけないのかことを漏らさずに整理し、対応策や方向性を示していくことが必要ではないか。
- 「生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、新たに導入される給付付き税額控除とは、棲み分けを行うべきではないか。」とあるが、日本では低所得者向けの既存制度が多数あるため、基本的にそちらの制度でやるということになるのではないか。
- 給付付き税額控除をすべての人を俯瞰的に助ける制度とすることは、一つの完成形として追及すべきことかもしれないが、一方で、全ての課題を給付付き税額控除で解決するというのも難しいだろう。また、薄巻きの支援になってしまうと、給付付き税額控除の政策ターゲットが明確でなくなってしまうということもあるのではないか。
- 基本的に就労している方々を対象とすることを前提に議論が進んできた一方で、そうではない方も含めるべきというご意見もあった。ただし、1つの制度の中で、全

支援の対象

ての問題を解決するのは理想かもしれないが、かなり時間がかかる。有識者会議からも、ある程度簡素な制度でスタートし、だんだんと育てていくというお話もあった。例えばイギリスでは、各種の制度をユニバーサルクレジットに包含していったが、20年、30年かかっている。将来的にはあり得ると思うが、スタート時に、完璧な制度を、皆さんに賛同していただけるような形で作ることは難しいのではないか。

- それぞれ異なる制度で棲み分けをするという考えはあり得るが、生活保護の捕捉率の問題、生活困窮者自立支援制度の問題、子育て世帯を対象とした様々な制度の問題、それぞれの十分性・不十分性も併せてしっかり考えなければ、抜け落ちている点が改善されないままに、給付付き税額控除が導入され、極めて不十分なことにならないか、という懸念を個人的に持っている。
- 困窮者や生活世帯については生活保護や生活困窮者自立支援制度等の制度があるため、中・低所得者の社会保険料を支払っている勤労者を主たる支援対象として整理されているが、一方で、現行制度には、実は大きな穴があり、その対象から漏れてしまっている方々が、物価高騰やエネルギー価格の高騰で今まさに生活が困窮し、最も困っておられるという状況がある。そういった方々に対する生活の安心安全をどう守っていくのかということは絶対に議論されるべき点、大きな柱ではないか。もし対象者を中・低所得者に絞るとなると、穴が塞がれないまま、困窮された方々を置き去りにすることになり、これは絶対に避けなければならない。そういった制度も含めた総合的な議論が必要と考えているので、改めて課題提起させていただく。
- 少し働ける障害者の扱いは非常に難しい。就労インセンティブを高めたとしても体力の問題でこれ以上働けないということもあり、さらに言えば、B型就労であれば工賃を高めないと解決にならない。同じようなレベルで一般の就労をしている方が給付付き税額控除の支援対象になるとすると、こうした方々にとっては取り残されたと受け止められ、政治的に非常に冷たいメッセージになる。ぎりぎりのところで対象とならなかった人達からの逆噴射がないよう、丁寧に制度設計を行っていくことが重要。
- 障害ある方々についても、既存制度で対応することとするのは適切ではないのではないか。現在の障害ある方々を取り巻く様々な福祉的就労・一般就労を含めた制度には穴があり、これに対応することが必要。
- 低所得者を中心に穴ができてしまうという懸念については、しっかり議論をして

支援の対象

いくべきであり、可能な限り、穴ができないように考えていくべき。

- 給付付き税額控除の対象となる年収の最下限を、いかにゼロに近づけていくことができるか。もちろん技術的な限界があると思うが、第2の壁を作らないということが重要である。給付付き税額控除、既存制度の双方の対象にならない方がいるということになると、我々として一番光を当てるべきところに当ててないということになるのではないか。
- まずは給付付き税額控除を進め、それで解決できないものは社会保障で対処すると、逃げ道を作っているように見えてしまう。なるべく広い範囲を給付付き税額控除でカバーすべき。就労促進という制度目的から、正規の現役労働者にスポットが当てられてしまうことにならないか。例えば、その周辺部分として、本当の低所得者や非正規、フリーランスや高齢者等、捕捉が難しい人達が残ってしまうのではないか。最後の取りまとめにおいて、残った人たちは社会保障の方で検討するという事で片付けられてしまうとすると、そういった人達は社会保障の分野でもなかなか捕捉できず、これまで救われてこなかったことを解決できないのではないか。私は給付付き税額控除の対象をより広げるべきだという立場だが、仮にカバーできず、社会保障の下で検討するということになるとしても、どのような分野においてどのような方向性でという宿題を明確にするべき。単に一般論として、社会保障に委ねるという終わり方ではよくない。

執行等について

(有識者会議における主なご意見)

- 今回議論している給付付き税額控除の長所は、所得を把握した上で、税や社会保険料等を総合的に考慮して負担軽減を図る、所得に連動したきめ細かな支援を届けられることにあり、この政策の意義を丁寧に説明していくことで、米国のような狭義の給付付き税額控除ではなく、給付に一本化したとしても、国民にとって分かりやすい政策とすることはできるのではないかと。
- 税額控除と給付を組み合わせることは、事務の複雑化を招くが、その支援を給付に一本化しても受益者の経済的利益は概ね同じではないかと。政策効果に違いがないのであれば、給付のみとする選択肢もあり、シンプルな制度設計や、事務の効率化、スピード感を持った支援につながるのではないかと。諸外国の例として、米国などのように全員に確定申告を義務づけている国は給付と税額控除を組み合わせているが、そうでない国で最終的に給付のみとなっている例があることも踏まえ、できれば給付に一本化した方が効率的なのではないかと。
- 就労インセンティブを向上させることを組み込んだ家計支援につながるのであれば、給付に一本化してもよいのではないかと。
- 平成 21 年度税制改正法の解説で、給付付き税額控除は解釈上、一律の給付措置も含みうる概念とされており、給付付き税額控除として整理することも可能なのではないかと。
- 給付付き税額控除というワードにこだわるか。給付も税額控除も手段であって、名前が制度設計に縛りを与えるようなことがあってはいけない。また、必ずしも税額控除と組み合わせない点と、何を目的とした制度かということが国民に伝わりにくいと思う。
- 税額控除は、年末調整の仕組みなどを活用すれば、受益の時期が早いというメリットがある一方で、執行面では事業主や実施主体の事務負担が重くなるデメリットがある。
- 将来的には個人の所得や資産をより精緻に捕捉するデジタル基盤が整った際に、制度設計の見直しを行う可能性もある。

執行等について

- 実施主体の検討にあたっては、国か地方自治体かという二者択一で考えるのではなく、どちらが主たる役割を担うのか、それぞれの強みを踏まえて、国と地方が協力して運営していくことを基本的な考え方とし、互いに良き理解の下、丁寧に役割分担をしていくべきではないか。
- 役割分担について、全国一律で標準化することが効率的な事項、例えばシステム面を含めたインフラ整備については国が対応すべきではないか。一方、現場でしかできないことは、住民との信頼関係を築いている地方自治体を中心に対応すべきではないか。国と地方が連携し、オールジャパンでの取組とすべきではないか。その際、役割分担は固定的なものとするのではなく、**人口減少等の社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、本制度に限らない各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、変わり得るもの**と考えるべきではないか。
- 個人ごとの所得の名寄せに際し、マイナンバーの不記載・誤記載も多いため、現場の実務では、住所や氏名等も用いて突合する作業が生じるところ、土地勘がある市区町村の職員の方が、国の職員より判別しやすいと考えられる。支援の方法を給付に一本化する場合、市区町村が執行主体となる方が現実的であり、国・地方全体で考えた時に負荷が少なく、公平な運営が行いやすいのではないか。
- 過去に地方が事務を担った給付金に係る事務では、口座情報の確認作業や外部からの問合せ対応等の負担が大きかった。特に定額減税の対象と見込まれる方に、減税額の確定を待たずに前倒しで推計により給付し、後から差額を追加支給する仕組みは、緊急的な経済対策という位置づけの中で迅速な支給を優先するためのものであったが、事務負担が非常に高かった。恒久的な制度においては、対象者の収入が確定してから支援することを検討すべきではないか。
- **制度の導入にあたり、臨時的に行った過去の特別定額給付金等と同様の対応は、今回想定されている毎年実施する恒久的措置となる場合には、地方においては不可能であること。**
- **過去の給付金措置では、受給意思の確認のため、全対象者に書面で照会を行ったが、事務負担が膨大だった。受給意思の確認なく給付が可能となれば、事務負担は格段に減る。外部からの問合せ対応については、自治体窓口の負担を抑えるためにも、全国一律の制度対象者向けの問合せ窓口やヘルプデスク、国民**

執行等について

への広報も一律に国で進めていく必要があるのではないかと。

- 事務負担軽減の観点から、公金受取口座の登録を受給要件とすることも考えられるのではないかと。現役世代が主な対象であれば、公金受取口座に限定したとしても問題は小さいのではないかと。
- 制度の導入にあたっては、自治体の事務負担にも影響があるのではないかと不安を感じる声がある。地方に役割が求められるのであれば、負担軽減の観点で、過去における給付付き税額控除に類似する事業と比較して何が変わるのか、また、制度施行後も国として現場の実態を踏まえた見直しを定期的に行っていくのかも含めて、制度設計や地方の役割を明確にし、国と地方の間の丁寧な協議が必要。
- 事務負担について、実施主体が誰であろうと、早期かつ円滑に実施していくことができるよう、事務負担を十分考慮して、わかりやすくシンプルな制度設計とするとともに、執行面についても、継続的に改善を検討し、見直していくということが重要ではないかと。
- 必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必要ではないかと。
- コロナ禍の反省を踏まえ、国が困窮者を特定し、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とするデジタル基盤を構築することが喫緊の課題。支援単位を個人とするならば、基本的に国による給付が可能ではないかと。国の責任で必要なインフラを整備していくことが重要だが、早期の制度導入の観点から、中長期の工程表を示した上で、まずは市区町村に役割をお願いするということが選択肢ではないかと。
- 中長期的には、国の一元的な執行の方が合理的。運用効率や給付の正確性、将来の拡張性、そして何より有事の際のスピーディな対応において、国が統治的な基盤を持つことのメリットは自治体分散型を大きく上回る。速やかに給付官庁を決め、体制面の強化も含めて計画的に準備を進めることが重要。
- 事業主が制度執行の一部を担う場合には、企業の現場の事務負担について十分配慮すべきである。情報連携等を通じて制度全体で効率化を図りつつ、関係者が納得できる形で進めていくことが重要ではないかと。

執行等について

- 中小事業者では対応が難しいのではないかと。また、法律により事業主に給付を強制すること、2箇所以上への勤務の場合への対応については難しいのではないかと。
- 現行制度の下では、被用者が負担している社会保険料の内訳(年金・医療の別等)は、事業主は把握できるが、市区町村においては必ずしも確認できない。社会保険料の納付を要件とし、事業主を経由しない形で支援を行う場合には、市区町村において必要な情報を効率的に得られるよう、給与支払報告書の様式などの改正が必要ではないかと。
- 新たな制度を実施するにあたっては関係者に相応の負担がかかる。必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必要ではないかと。また、将来的な制度設計や最終的な着地点も考慮しながら、情報連携やDX化等による業務効率化を図ることが重要ではないかと。
- マイナンバーや公金受取口座の活用、行政のデジタル化、情報連携を一層行うべきではないかと。一方で、口座登録率の向上、口座情報の正確性の継続的な確保などの課題も解決すべき。
- 手続きの簡素化と住民の利便性向上や、きめ細かな支援の観点から、支援は申請型ではなく、自治体が把握する情報に基づいて給付対象者に通知を行うプッシュ型の仕組みとするべきではないかと。
- 国が実施する場合、振込件数の制約等から、日銀や民間の金融機関におけるシステム改修が必要となることを踏まえれば、2～3年ではシステムによる対応も難しいのではないかと。さらに、システム上の対応以外にも、組織や体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現には相当の期間を要するのではないかと。
- 給付事務のすべてではなく、算定ツールや給付支援サービスについて国が一括で整備すれば、より迅速に対応できるのではないかと。
- 振込件数の制約への対応として、マイナポイントを活用することについては、用途の制約があるポイントでの給付を希望する者がどの程度見込めるのか不透明であり、一種の経済対策であれば考えうるが、税・社会保険料の負担軽減という政策目的からすれば、現金で給付することを基本とすべきではないかと。

執行等について

- デジタル基盤やマイナンバー等、長年課題とされてきたインフラや制度が整備されてきたため、これらを活用する方向で検討を進めるべき。特に、制度の早期かつ円滑な導入の観点からでは、所得情報等の把握に関し、まずは税情報等の既存の情報インフラを十分に活用することが望ましいのではないかと。
- デジタル基盤の整備については、これを機に国が責任をもって中長期的に目指す姿に向けて着実に進めてほしい。こうした基盤が整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。
- 対象者の抽出や給付額の算定に当たっては、既存の税務システムで抽出算定できるようなシンプルな仕組みとして、十分な準備期間の確保やシステム整備等の費用の支援も必要。
- 住民票上の世帯といっても多様であり、その全てに対応しようとする制度が複雑になる。公平性の観点から世帯の所得を把握する場合でも、できるだけ既存の仕組みを活用することを検討すべき。
- 既存の情報インフラで把握される所得の範囲等を確認し、それらを組み合わせることにより、支援の対象者を適切に把握することができるか、検証していく必要があるのではないかと。
- 既存の情報インフラで把握される所得の範囲で制度設計をしようとする、技術的にできることできないことが自ずと明らかになる。年末調整の際に実施すれば、早く給付や税額控除されるという点で良いが、勤め先が複数ある場合などは、住民税を賦課する段階ではじめて収入が確定できるため、次の年に精算が必要となり、そうすると一気に制度の信頼性を損ね、複雑にもなる。所得の不安定な方や有事対応などを考えると所得把握のリアルタイム化は将来的な課題だが、今後の技術革新などに応じてシステムを見直していく柔軟性も確保しながら将来を考えていくことは重要。
- 新たな制度の執行に伴い、所得情報等の把握の仕組みが大きく変わるのであれば、システムの変更や現場の体制の変更等が必要となるため、十分な準備期間を設けた上で、段階的に対応していくのではないかと。所得把握と迅速な給付を可能とするインフラの整備の重要性を関係者間で共有し、政策課題に対し効率的・効果的に取り組む手法について検討していくべきではないかと。

執行等について

- これまでの臨時給付金のようなアドホックな措置は、本来は危機対応に限定されるものだ。近年は中低所得者に支援が必要ということはコンセンサスになっており、今回の制度の検討にあたり、法的関係も含めて整理すべきではないか。
- 行政のサービスの質に影響を及ぼすことがないようにしてほしい。地方の財政基盤に配慮してほしい。
- 具体的な支援額や恒久財源の確保、財政規律とのバランスについて議論が必要。

(実務者会議における主なご意見)

- まずはスピード感をもってやるという方向はよいと思うが、給付付き税額控除のあるべき姿、少なくともこの実務者会議として目指すべき姿をしっかりと議論し、最終形についての合意形成を図るべき。
- 最終的なゴールをしっかりと見据えることは重要。その際、ゴールを示すだけでなく、そこに至るまでの論点を整理し、宿題となっている点を、期限を入れながら、具体的に議論することが重要ではないか。
- 給付付き税額控除の税額控除をどうするかという議論については、色々な事務の煩雑さを踏まえると、給付一本とするのが望ましいのではないかと考えている。その方が事業者にとっても対応するための負担が小さいと思われ、また、いくつかの国が税額控除も入れてスタートしながら、給付の方に収斂していったというような事実もある。
- 時間軸を考えると、シンプルな制度設計と、効率化、スピード感の観点から、給付に一本化していくことに一定の利はある。一方で、税額控除が実際に行われている国もある中で、緊急性を優先し、スピード感をもった制度の導入を目指すために一本化することなのか、もしくは将来にわたって給付に一本化するのかについて、整理が必要ではないか。
- 「給付付き税額控除」ということで、税額控除という名前が入っているが、同じ政策目的を達成していく上であれば、給付1本という方法もあり得るだろう。この点は、引き続き、可能性を幅広く持って議論させていただきたい。

執行等について

- 短期的に、目の前の現在の物価高騰の中で厳しい国民生活を支えるということについては、給付付き税額控除で対応するのか、あるいは一律の、手っ取り早い給付で対応するのか、議論があって然るべき。必ずしも目の前の対応を給付付き税額控除でやることは適切ではないのではないか。
- 給付に一本化するのであれば、給付付き税額控除の名前も変えるべきではないか。
- 給付の方がよいという意見があったが、税額控除を入れるメリット、デメリットについては整理をすべき。元々、「給付付き税額控除」という名前でもあるから、単に給付の方が楽ということではなく、給付のみにすることの妥当性が分かるような情報をいただきたい。
- 給付付き税額控除を給付一本でやることには反対である。税額控除自体は極めてシンプルな制度で、システムさえあれば簡単にできる。
- これまで自治体にとって一番難しかったことは、対象者が誰かを特定することである。税額控除との組合せとするか、給付に一本化するかという点については、いずれでも大きな違いはないのではないか。
- 国と地方の関係については、制度設計次第で、国がどこまでの役割を果たすべきで、どこまでを地方にお願いするのかという結論は変わってくるので、これは今後の議論で段々と形作られていくべき論点であり、現段階で判断できるものではないと思う。
- 税・社会保険料についてはマイナンバーで把握されており、現役勤労世帯の負担軽減という目的であるならば、実際の給付に代わって社会保険料の負担を減らすことで、自治体における給付事務の手間をなくすという制度設計もあり得るのではないか。
- 定額減税の際は、地方自治体や請け負った企業に大きな負担が生じたということだった。全国の市町村で相当人員も減っており、国で地方の負担感を減らすというのは簡単ではない。2、3年で拙速してやるよりは、国全体で持続可能な制度をきちんと作るべき。

執行等について

- 執行の主体については、まずこの政策目的が一体何であるのか、その実現のためにはどのような政策が望ましいのかということをも整理し、その上で執行はどのような形とすべきかを考えた方が、執行主体を先に決めてから議論するよりも、より良いものができると思う。デジタル庁の資料によれば、国が執行主体として給付する場合には2、3年かかるということだが、それが例えば、地方主体になった場合、国のシステムとしてどのような課題があるのかを伺いたい。一方で、国が主体としてシステムを設計して給付する場合、システム以外の点ではどのような課題があるのか。
- 実施主体については、国が主体となるべきであり、その上で、自治体が法定受託事務等で、例えば確定申告のように協力するというような形が望ましいのではないか。
- 例えば、地方が法定受託事務として、簡素な要件で実施する場合に、どの程度の時間がかかるのか。スピード感を持って導入することを念頭に置くのであれば、少し前提を置いて議論することが重要ではないか。
- 国と地方の役割分担について、生活保護や児童手当等の社会保障制度については、法定受託事務として給付事務を行っているということだった。こうしたことは、本丸の給付付き税額控除をなるべく急いで実現していくにあたっては、参考にすべきではないか。
- 対象者の考え方と実施主体の問題は密接に繋がっているので、同時並行で議論していくべき。住民税において「収入ゼロ」以上の全てについて、賃金所得、給与所得は把握をされているということであり、事業主は自ら雇っている労働者に対しての賃金支払い、また社会保険料をもちろん把握している。支給対象者のカバー率と、仕組みの簡便さの双方を踏まえて、両者のデータ連携の方法について検討すべき。年金・医療に比べると少額だが、雇用保険もある。雇用保険は、2年後には、週10時間以上の労働者に要件が引き下げられ、年金もそれに近づけていくという国会の附帯決議があるため、対象範囲が広がってくる。給付付き税額控除についても対象を広げるべきだと考えており、こうした観点も踏まえ、実施主体についてご検討いただきたい。

執行等について

- 早期の実施に向け、国と地方が一体となってやっていくという考え方が大切だと思う。国で情報を一括で吸い上げるという形だけではなく、まずは地方主体でやってもらうという考え方もあるのではないかな。
- 国か地方かという点については、できる限り国で行うべき。国がマイナンバー制度を既に整えており、さらに個人単位が基本線ということであるから、そうであればあまり時間はかからないだろう。
- 食料品消費税ゼロの話が密接に関係してくるので、実施は急ぐ必要があり、つなぎとして、簡易な給付付き税額控除をやるべき、いわば墨俣城を作るべき。
- 所得税のみを対象とする「簡易版の給付付き税額控除」、すなわち、「確定申告と源泉徴収を活用した給付と控除」の仕組みを採用すべき。実施主体は国税当局のみとなり、今年度から可能。例えば、自営業者は確定申告で対応し、非課税ライン以下の方は、確定申告した場合に限って給付が得られるとする。給与所得者について、会計ソフトが新制度で更新されれば自動的に計算されるだけなので事業主の事務が極めて煩雑になるということはないだろう。事業主の負担回避のため、国税当局から事業主への所要額の支給後に、事業主から従業員に対し給付する形とする、といったことも考えられるのではないかな。とにかく、スピード感が最も重要であり、早くできるのなら食料品消費税率ゼロは実施する必要がないということになる。
- 給付一本でいいのではないかなといったご意見があるが、給付付き税額控除と社会保障と税の一体改革、これらをセットで、最終的に社会インフラとして完成させるということが、最終目標であると我々は考えている。最終目標がぶれないように進めていきたい。自治体が窓口になることは避けられないが、何らかの制度ができる度に問題が生じるということがないよう、その負担を緩和するシステムのインフラ整備もセットでやっていくということを目指したい。社会保障の根本的な改革も、国民会議の中長期的な課題としてあるということも、共通認識とさせていただきたい。
- インフラ整備について、コロナの際の定額給付金では、地方に大きな負担がかかって大混乱が起きた。今回給付に一本化するにあたって、仮に自治体に負担をお願いする場合には過大な負荷がかかる。将来的にも、金融所得を把握するシステムを作るにはやはり4、5年かかるというような課題が、次々に出てきてい

執行等について

る。自治体システムの標準化を進めるというやり方が正しいのか。これを機に、どういった自治体でも、アクセスをすれば使うことができるような、基本的なインフラ整備を国の責任としてやっていく必要があるのではないか。

- インフラ整備については、中長期的にどのような制度を作っていくべきかという理想像を踏まえ、国として中長期的に進めていくべきではないか。
- 国で給付を行う場合、現案では3年程度かかるということだが、松竹梅のように、例えば、1年でやる場合、2年でやる場合でそれぞれ何ができるのかということ、比較可能な形でプランを複数お示しいただきたい。
- 国が給付する前提にとらわれず、自治体の実施主体となる場合も含め、一番早くできるプラン、時間をかける場合のプランなど複数の案をご検討いただきたい。また、本当に2、3年かかるのかという検証を行うため、現案についても、何にどれくらい時間がかかるのかを明示した、具体的な工程表を示していただきたい。
- デジタル庁は、自分たちですべてのシステムを作り、データの名寄せを行い、給付まで行うということを考えているようだが、既存のデータベース等を活用することでもっと時短するということは考えられていないのか。
- 本当に2、3年かかるのだとしても進めていくべきものだと考えている。例えば、食料品消費減税を行う場合と比較し、今後このシステムがあれば、将来的に何かコロナのようなことが起きた際にも迅速な給付ができ、良い意味でのレガシーになっていくと期待できる。
- つなぎ案について議論がされているが、つなぎ案についても、将来的な給付付き税額控除に接続するようなものであるべき。それによって、例えば、一度作ったインフラを使い回すことができ、また、実際に実行していく中で、新たな学びを得て改善していくこともできる。スピード感を持って導入するためには、いくつかの案を並べて、より具体的なオペレーションも含めて議論していくべきではないか。令和6年の定額減税では、地方自治体の方々が大変だったということもあるので何らかの改善は必要である一方で、実績として閣議決定から8～9か月でできたというタイムラインがある。スピード感の1つの目安にはできるのではないか。
- 給付付き税額控除は中途半端な制度を作ると不公平感やエラーが大きくなる。95%程度の精度を目指し、地方に負担をかけずに国が情報を管理できるような

執行等について

完璧なシステムを目指すべき。このために給付付き税額控除の導入に時間がかかるならば、食料品消費税率ゼロを進めていくべき。

- 給付は現金だけにするのか。電子マネーやポイントといった方法もあり得るのではないか。こうした方法であれば、事務的な手続も、もっとスピード感を持って、簡易的にやれる可能性があるのではないか。幅広い電子マネーを対象とすることについて、是非一度、有識者の先生方にもご意見を聞いていただきたい。東京都とか地方自治体でも実施している例があるので、そういった先行事例も共有をしておく必要があるのではないか。

給付付き税額控除の制度設計に関連する税・社会保障制度

(有識者会議における主なご意見)

- 現下の政策課題全てを「給付付き税額控除」により解決できるというわけではない。社会保険料の軽減措置拡充など、税制・社会保障制度上の対応も必要。また、構造的に純負担率を引き下げていく観点や所得再分配、応能負担の観点から、社会保険料全体の引下げに向けた医療・介護制度改革など税や社会保障の各制度の見直しを行うことについても、別途、継続的に議論する必要がある。
- 医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいるが、後期高齢者医療制度に留まらず、介護保険など他の社会保障分野にも金融所得勘案を広げていくことも検討すべきであり、給付付き税額控除の導入に向けた議論が、社会保障と税の一体改革を促す更なる触媒になることを期待。
- 課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきであり、国民年金や国民健康保険の免除制度など、所得に応じた負担軽減措置が既にある場合には、必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の中で対応した方が効果的ではないか。
- 低所得の方や働きたくても働けない方への支援についても、給付付き税額控除のみで対応するものではなく、こうした方々への支援として生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、既存の社会保障制度において適切に対応すべきではないか。制度の目的に応じた役割分担、支援の在り方を明確にすることが重要。
- 継続的な就労が困難な方については、既存制度を活用した就労支援等も大切。
- 低年金の方に対しては、年金制度等の既存の制度の中での対応を議論していくべきではないか。こうした点も含め、低所得者への対応は、年金制度や生活保護など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度の中で解決すべき課題ではないか。
- 子育て世帯を対象とした既存の支援制度全体については、給付付き税額控除も踏まえ、見直しの議論をするべき。
- 給付付き税額控除を含む社会保障改革は、就労インセンティブを最大限に引

給付付き税額控除の制度設計に関連する税・社会保障制度

き出す制度であるべき。第3号被保険者制度等、関連する制度についても、この機会に見直しを視野にいれて検討すべき。

- 全世代型社会保障の構築に向けた他の改革も併せて進めるべきだ。就労インセンティブの観点からは、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の加速が重要であり、次期年金制度改革を待たずに検討を進めるべき。適用拡大については、企業規模要件の撤廃が2035年まで10年をかけては問題解決に時間がかかりすぎるので、前倒しも視野に議論すべき。就業調整の調査分析結果を踏まえれば、就業調整問題は給付付き税額控除のみで解決できず、社会保障や税制の制度間の整合性に配慮した包括的な議論につなげていく必要があるのではないかと。
- 社会保障と税をめぐる根源的な課題について、中間とりまとめで明記し、夏以降も社会保障・税一体で制度横断的な視点を持ちながら国民会議等で議論を重ね、年末には社会保障改革等のロードマップを描くべき。
- 社保の年収の壁の問題の本質は、被用者保険に加入できない被雇用者がいることであり、第3号被保険者制度の見直しと適用拡大により、根本的な解消を図るべき。ただし、改革には一定の時間を要するため、これを前提としつつ、暫定的な措置として一定の対応を行うことも考えられ、その際には、暫定措置であることを明確にし、財源構成も含め、社会保障制度改革の機運を損なわない制度設計とすることが重要。

(実務者会議における主なご意見)

- 「生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、新たに導入される給付付き税額控除とは、棲み分けを行うべきではないか。」とあるが、日本では低所得者向けの既存制度が多数あるため、基本的にそちらの制度でやるということになるのではないかと。
- 既存の制度との棲み分けを行っていくべきという話もあった。我々の強い問題意識として、日本の生活保護制度は捕捉率が悪く、本来支援を受けるべき方が受けられないという現実があると考えている。生活困窮者自立支援制度も同様である。それぞれ異なる制度で棲み分けをするという考えはあり得るが、生活保護の

給付付き税額控除の制度設計に関連する税・社会保障制度

捕捉率の問題、生活困窮者自立支援制度の問題、子育て世帯を対象とした様々な制度の問題、それぞれの十分性・不十分性も併せてしっかり考えなければ、抜け落ちている点が改善されないままに、給付付き税額控除が導入され、極めて不十分なことにならないか、という懸念を個人的に持っている。

- 給付付き税額控除と生活保護・生活困窮者対策の狭間を作ってはいけないという問題意識を私も持っている。給付付き税額控除の対象となる年収の最下限を、いかにゼロに近づけていくことができるか。もちろん技術的な限界があると思うが、第2の壁を作らないということが重要である。給付付き税額控除、既存制度の双方の対象にならない方がいるということになると、我々として一番光を当てるべきところに当ててないということになるのではないか。
- 就労インセンティブの増加をこの制度で目指すのかは議論の余地があるのではないか。資料内で示された図を見ると、社会保険料における「年収の壁」の手当を今回給付付き税額控除で行おうとすると見受けられたが、それは本来社会保険料側で解決すべき問題ではないかとも思う。例えば、今後年収の壁が動いたときに、給付付き税額控除の金額設定を変えるのか、という議論も必要になる。複数のシステムが絡んでおり、給付付き税額控除は、特に勤労世代の中低所得者の生活を支援するところに特化しても良いのではないか。
- 社会保障と税の一体改革、それから社会保障と雇用制度と税の一体改革を本質的に議論すべきであると一貫して申し上げている。トータルのあるべき姿を超党派でしっかり検討することで、骨太の10年後20年後を見据えた、国民生活を考えた上での議論になるのではないか。財源の話もあるので、社会保障と雇用制度と税の一体改革を今しっかり議論をして、税制も含めて、どのように持続可能な社会保障制度、雇用制度の安心安定を作り直していくのかということを考えないと、既存制度にいろいろな穴が空いている状況で、穴を塞がないまま、こうした点について給付付き税額控除ではなく既存制度で対応すると整理したとしても、結局は禍根を残すだけになるのではないか。
- まずは給付付き税額控除を進め、それで解決できないものは社会保障で対処すると、逃げ道を作っているように見えてしまう。なるべく広い範囲を給付付き税額控除でカバーすべき。就労促進という制度目的から、正規の現役労働者にスポットが当てられてしまうことにならないか。例えば、その周辺部分として、本当の

低所得者や非正規、フリーランスや高齢者等、捕捉が難しい人達が残ってしまうのではないか。最後の取りまとめにおいて、残った人たちは社会保障の方で検討するという事で片付けられてしまうとすると、そういった人達は社会保障の分野でもなかなか捕捉できず、これまで救われてこなかったことを解決できないのではないか。私は給付付き税額控除の対象をより広げるべきだという立場だが、仮にカバーできず、社会保障の下で検討するということになるとしても、どのような分野においてどのような方向性でという宿題を明確にするべき。単に一般論として、社会保障に委ねるという終わり方ではよくない。

- 給付付き税額控除のみで全ての政策課題が解決するわけではないと思うので、既存の制度との役割分担が必要だと思う。その中で、支援の手が届かない、取り残されるような方を出してはいけないと思うので、他の制度も含めてしっかりとロードマップを示し、給付付き税額控除だけではなく、全体像についても、できる限りまとめていただきたい。